

令和5年10月

お客さま各位

都留信用組合

インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当組合では、お客さまからお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきまして、下記のとおり、インボイスを発行させていただきます。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

都留信用組合 適格請求書発行事業者番号：T9090005004095

記

1. 窓口でお支払いいただいた各種手数料（各種取立手数料、両替手数料など）
インボイスの記載要件を満たした「領収書」を発行いたします。
2. 窓口でのお振込み手数料
インボイスの記載要件を満たした「振込金受取書」または「振込受付書」を発行いたします。
3. 口座振替手数料、インターネットバンキング手数料、その他手数料など
インボイスの記載要件を満たした「インボイス通知書」を発行いたしますので、発行を希望されるお客さまは、お取引店窓口までお申し出ください。
4. A T Mのご利用手数料
A T Mでの取引につきましては、「3万円未満の自動販売機・自動サービス機特例」に該当します。お客さまが一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除を受けることができます。
このため、「ご利用明細」へのインボイス対応は行いませんのでご了承ください。

※詳細については、お取引店窓口にお問合せください。

以上